



行政書士真境名健二事務所

行政書士

真境名 健二

28/10/15

法人でもない『従業員4名以下の個人事業主、そこに雇用されている人たち、そして一人親方』ということになりま

す。『社会保険未加入対策』の対象になる人たちはこのあたりに集中しています。

問題は、元請業者が『従業員4名以下の個人事業主』に

対して「あなた達も全員社会保険に入らないと仕事が出来なくなるぞ」と誤った指導

先日、沖繩総合事務局主催の「社会保険未加入対策説明会」があったので参加しました。立ち見も出るほど満員で、業者にとってこの問題はそれほど関心が高いと同時に、理解が進んでいない点も多い問題だと感じました。

私も未加入対策に携わる者として、どう説明すれば理解しやすいのか、という事を日々考えているところで

す。そこで今回は出来るだけ分かりやすくするために問題を分けて、解説してみたいと思います。

A 『社会保険未加入対策』で誤った指導をしないために、正しい知識を持つ

沖繩県においては、建設業のは、建設業許可も持たず、

の、建設業許可も持たず、

# 3分で分る 「社会保険未加入対策」の要点

災特別加入と従業員を雇用保険に入れてあげることだけでいいのです。

一人親方については「一人入るべきは自分自身の労災保険の特別加入だけということになります。

B 『国から入りなさいと言われる保険』と『自分から入らなくては、と思う保険』の

もちろん、「労災保険は元請が一括して加入するから、下請業者の個別の労災保険加入まで積極推進の必要はない」という理屈も分かります。

建設現場ですべての労働者について元請が掛けた労災保険が適用され、守られていれば問題はないでしょう。しかし現場には労働者なのか使用者なのかさえあまいで、元請の労災保険が適用されない

可能性の高い人たちがいるのも事実です。それが中小事業主であり、一人親方の人たちです。

この人たちが事故を起こした時、労基署が「あなたは労働者ではなく、使用者である」と認定すれば元請の労災保険は適用されません。

だからこの人たちは「労災保険特別加入」という保険で

自分自身を守る必要が出てくるのです。これが、私が思う『自分から入らなくては、思う保険』であり、現場目線では最も大切な保険と言えるのではないのでしょうか。だから国土交通省にも「労災保険特別加入」を加えた4保険として積極的に広報して頂きたいと思うのです。

AとBを総合的に考えてみると、社会保険未加入対策の対象になるのは、主に個人事業主や現場作業員あるいは一人親方であり、

『国から入りなさいと言われる保険』の中で整備すべきは従業員への雇用保険となります。(従業員4名以下の個人事業の場合)

そして個人事業主や一人親方は自分自身を守るため『自分から入らなくては、と思う保険』である労災保険特別加入をしておくことが、自分自身と現場の安定を守るために必要になってくるのです。

国から入りなさいと言

われる保険』の中で整備すべきは従業員への雇用保険となります。(従業員4名以下の個人事業の場合)

そして個人事業主や一人親方は自分自身を守るため『自分から入らなくては、と思う

保険』である労災保険特別加入をしておくことが、自分

自身と現場の安定を守るために必要になってくるのです。

必要になってくるのです。

国から入りなさいと言われる保険』の中で整備すべきは従業員への雇用保険となります。(従業員4名以下の個人事業の場合)

そして個人事業主や一人親方は自分自身を守るため『自分から入らなくては、思う

保険』である労災保険特別加入をしておくことが、自分

自身と現場の安定を守るために必要になってくるのです。

必要になってくるのです。

必要になってくるのです。